

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	1
議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正(四一九・人事課)	1
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に基づき知事が定める金額の一部改正(四二〇・人事課)	2
生活保護法による医療機関の指定(四二二・福祉政策課)	2
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(四二二・福祉政策課)	2
生活保護法による介護機関の指定(四二三・福祉政策課)	3
生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(四二四・福祉政策課)	4
保安林予定森林の指定通知(四二五・森林整備課)	5
秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認(四二六・観光課)	6
公告	7
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)	7
土地改良事業工事の完了の届出(秋田地域振興局農林部)	8
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	8
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)	8
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)	11
人事委員会規則	11
人事委員会規則四 五(職員の任用)の一部を改正する規則	11
人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則	11
人事委員会規則一 (管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	12
人事委員会規則一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管	11

告示

秋田県告示第四百十九号

議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額(平成四年秋田県告示第五百九十二号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺田典城

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二四三元	一三、一五八円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇六五円	一三、一五八円
二十五歳以上三十歳未満	五、九五四円	一三、一五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、六六四円	一六、二二二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一四〇円	一九、〇三五円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六二円	二一、四八四円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇六七円	二一、六〇〇円

理職員等の範囲)の一部を改正する規則	12
人事委員会細則	
人事委員会細則四 五 (職員の任用に関する実施細則)の一部を改正する規則	13

五十歳以上五十五歳未満	六、四三九円	二三、七六九円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇二六円	二三、三九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、三三三円	二一、〇二五円
六十五歳以上七十歳未満	四、一四〇円	一六、二九九円
七十歳以上	四、一四〇円	一三、一五八円

秋田県告示第四百二十号
 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二の規定に
 基づき知事が定める金額(平成八年秋田県告示第五百二十三号)の一部を次のように
 改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る介護補
 償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
 平成十六年五月十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城
 表常時介護を要する状態の項中、「十万六千円」を、「十万四千九百七十円」に、
 「五万七千五百八十円」を、「五万六千九百五十円」に改め、表随時介護を要する状態
 の項中、「五万三千五十円」を、「五万二千四百九十円」に、「二万八千七百九十円」を
 「二万八千四百八十円」に改める。
 秋田県告示第四百二十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助
 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の第二
 号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年五月十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
男鹿整形外科	医療法人社団柔心会 理事長	男鹿市船越字一向六十七番地百八十	整形外科	平成十六年四月一日
安東歯科医院	安 東 修	南秋田郡八郎潟町字家の後二番三号	歯科	平成十六年三月十五日
中央線診療所	桑 山 明 久	本荘市出戸町字岩淵下三十九 二	内科	平成十六年四月一日

秋田県告示第四百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと
 おり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

グループホームほおずき	雄和居宅介護支援事業所	特別養護老人ホーム花の家	花の家短期入所生活介護事業所	デイサービスセンター緑水苑	花の家訪問介護事業所			
有限会社ヴォルフアイ ト 取締役	社会福祉法人雄和福祉 会 理事長	社会福祉法人雄和福祉 会 理事長	社会福祉法人雄和福祉 会 理事長	社会福祉法人雄和福祉 会 理事長	社会福祉法人雄和福祉 会 理事長	開設者氏名又は名称		
北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原二百十三番地四	河辺郡雄和町妙法寺字上大部七十七番地一	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	河辺郡雄和町石田字苗代沢二十五番地一	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	所 在 地		
痴呆対応型共同生活介 護	居宅介護支援事業	介護老人福祉施設	短期入所生活介護	通所介護	訪問介護	サービ スの種 類		
平成十六年四月一日	平成十六年四月一日	平成十六年四月一日	平成十六年四月一日	平成十六年四月一日	平成十六年四月一日	指 定 年 月 日		

秋田県告示第四百二十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

安東歯科医院	男鹿整形外科	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
安東 修	鎌田 玄徳	開設者氏名又は名称	男鹿市船越字一向六十七番地百八十 南秋田郡八郎瀧町一日市三百九十三 九	平成十六年三月三十一日 平成十六年二月二十九日

雄和町特別養護老人ホーム 花の家	雄和町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	雄和町社会福祉協議会指定 訪問介護事業所	名 称
社会福祉法人雄和町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人雄和町社 会福祉協議会 会長	社会福祉法人雄和町社 会福祉協議会 会長	開設者氏名又は名称
河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	河辺郡雄和町石田字苗代沢二十五番地一	河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地	所 在 地
短期入所生活介護	介護老人福祉施設	通所介護	サービスの種類
平成十六年三月三十一日	平成十六年三月三十一日	平成十六年三月三十一日	廃止年月日

秋田県告示第四百二十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用
する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出

があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

介護老人保健施設湖東老健	シヨートステイゆかり	男鹿の郷居宅介護支援事業 所	グループホームいこい	グループホームいこい
医療法人正和会 理事 長	有限会社ゆかりの森 代表取締役	社会福祉法人富永会 理事長	有限会社ライフ・ワー ク 代表取締役	いこい 取締役
南秋田郡五城目町字上町二百八十四番地一	男鹿市船越字内子二百九十四番地二百五十二	男鹿市脇本富永字南前田七十二番地	山本郡峰浜村大字田中字立花二十一番地	山本郡峰浜村大字田中字立花十三番地一
介護老人保健施設、通 所リハビリテーション、 短期入所療養介護	短期入所生活介護	居宅介護支援事業	痴呆対応型共同生活介 護	護
平成十六年三月三十日	平成十六年四月十五日	平成十三年八月十日	平成十六年三月十五日	平成十六年三月十五日

雄和町社会福祉協議会指定
居宅介護支援事業所

社会福祉法人雄和町社
会福祉協議会 会長

河辺郡雄和町石田字苗代沢二十五番地一

居宅介護支援事業

平成十六年三月三十一日

秋田県告示第四百二十五号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。
平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

能代市母体字母体山・字大滝沢・山本郡二ツ井町代字田代沢・字滝ノ沢・字水上沢・字瀧ノ沢・仁鮎字仁鮎小掛山・小掛字仁鮎小掛山・濁川字濁川山・字加賀助沢・字管ノ沢・釜谷字釜谷・梅内字岳・字梅内沢・字柁山沢・藤里町粕毛字鹿瀬内沢・字真土沢・字薄井沢・矢坂字若本沢・藤琴字寺沢・字焼飯戸沢・字藤琴沢・字大座崩沢・字滝ノ沢・字明星院・字湯ノ沢・字高石沢・大沢字二ノ又・山本町下岩川字添畑沢・字谷地ノ沢・南秋田郡五城目町浅見内字浅見内沢・中津又字中津又山・馬場目字馬場目沢（以上三十三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(三)(二) 指定の目的 水源のかん養
指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字母体山・字田代沢・字滝ノ沢・仁鮎字仁鮎小掛山・小掛字仁鮎小掛山・字濁川山・字加賀助沢・字岳・字鹿瀬内沢・字藤琴沢・字滝ノ沢・字二ノ又・字浅見内沢・字中津又山・字馬場目沢（以上十五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大滝沢・字滝ノ沢・字瀧ノ沢・仁鮎字仁鮎小掛山・字濁川山・字岳・字鹿瀬内沢・字藤琴沢・字大座崩沢・字滝ノ沢・字中津又山・字馬場目沢（以上十二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

山本郡二ツ井町麻生字麻生沢・小繋字小繋沢（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(一) 保安林予定森林の所在場所
(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
字小繋沢（次の図に示す部分に限る。）
イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小繋沢（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

南秋田郡昭和町上虹川字大沢山・井川町井内字大菅生沢・字井内山（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

指定の目的 干害の防備

(三)(二) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字大菅生沢・字井内山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井内山（次の図に示す部分に限る。）

		区		部		利 用 料 金 の 額	
小学校児童及び中学校生徒	普 通 料 金	一 般	小学校児童及び中学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	四〇〇円	
			小学校児童及び中学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	一、〇〇〇円	
			小学校児童及び中学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	一、八〇〇円	
		サンセットフォア	小学校児童及び中学校生徒一人、一般三人	四人一回につき	二、三〇〇円		
			小学校児童及び中学校生徒二人、一般二人	四人一回につき	二、八〇〇円		
			小学校児童及び中学校生徒一人、一般一人	四人一回につき	一、六〇〇円		
	サンセットペア	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二八〇円			
		小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	七〇〇円			
		小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円			
	福 祉	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円			
		小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円			
		小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円			
教 育	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円				
	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円				
	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円				
企 画	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	五〇〇円以上九〇〇円以下				
	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	二〇〇円以上三六〇円以下				
	小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき	三〇〇円				

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部及び秋田地域振興局農林部並びに能代市役所及

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
 秋田県告示第四百二十六号
 秋田県立男鹿水族館条例(平成十五年秋田県条例第八十四号) 第九条第一項の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の利用料金を承認したので、同条例第十二条の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

団体料金 (二十人以上の団体)		回数券 (五回券)		定期券 (有効期間一年)
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒
一般	一人一回につき	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	小学校児童及び中学生生徒

備考

- 一 「小学校児童及び中学生生徒」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 二 「サンセットフォー」及び「サンセットペア」の区分は、午後三時以降に入館する場合に適用する。
- 三 「福祉」の区分は、身体障害者手帳又は療育手帳を持参した者が入館する場合に適用する。
- 四 「教育」の区分は、学校行事及び授業の一環として入館する小学校児童及び中学生生徒に適用する。
- 五 「企画」の区分は、企画商品の種類に応じて表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、男鹿市北浦一ノ目潟土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十一日

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市北浦湯本字苗代沢十六番地十七

秋田県知事 寺田典城

平賀一男

北浦西水口字前田六番地	小林正太郎
北浦野村字前野五十番地一	細井菊太郎
北浦西水口字堂ノ前四十五番地	登藤弥一郎
北浦湯本字福ノ沢一番地	登藤秋雄
北浦野村字前野一番地	細井善直
北浦西水口字堂ノ前八十番地二	戸嶋幸三
字大坂下十一番地	島宮東市
北浦野村字前野八十一番地	嶋宮義一
字前野十三番地	細井清太郎
北浦湯本字福ノ沢六十番地一	大坂谷武

二 就任理事の住所及び氏名

- 男鹿市北浦西水口字堂ノ前八十番地二 戸嶋 幸三
- 北浦湯本字隠台三十九番地十五 渡邊 文一郎
- 北浦野村字前野八十一番地 嶋宮 義一
- 字前野十三番地 細井 清太郎
- 北浦西水口字橋坂七十番地一 塚本 繁輝
- 北浦湯本字福ノ沢六十番地一 大坂谷 武
- 字福ノ沢五十番地 渡辺 勝則
- 北浦野村字前野八十八番地 細井 正敏
- 字前野一番地 細井 善直
- 北浦西水口字橋坂五十六番地一 登藤 清
- 字大坂下十一番地 島宮 東市
- 三 退任理事の住所及び氏名
 - 男鹿市北浦西水口橋坂六十四番地 武田 重幸
 - 北浦湯本字水上沢二十五番地 松山 辰巳
 - 北浦野村字前野六十三番地 細井 照夫
- 四 就任監事の住所及び氏名
 - 男鹿市北浦西水口橋坂六十四番地 武田 重幸
 - 北浦湯本字苗代沢十三番地 松山 重廣
 - 北浦野村字前野六十三番地 細井 照夫

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺田 典城

一 若美町

- (二)(一) 完了年月日 平成十五年十二月三日
 - 事業名 土地改良事業(土花地区基盤整備促進事業(農道整備))
- 二 河辺町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十五年十二月十日
 - 事業名 土地改良事業(下田表地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))
 - 三 河辺町
 - (二)(一) 完了年月日 平成十五年十二月十日
 - 事業名 土地改良事業(三内沢地区県単小規模土地改良事業(かんがい排水))

四 若美町

- (二)(一) 完了年月日 平成十六年三月十八日
 - 事業名 土地改良事業(八ツ面地区中山間地域総合整備事業)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大曲市土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、仙北郡六郷町六郷土地改良区から申請があった定款変更について、平成十六年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺田 典城

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する物件の所在地、面積、予定価格等

番号	所在地	地目等	面積(m ²)	予定価格(円)
一	鹿角市花輪字下中島一〇三番	宅地	六二二・六九	二四、五〇〇、〇〇〇
二	鷹巣町字本屋敷八五番三	宅地	三八〇・五一	九、二二〇、〇〇〇
三	能代市落合字亀谷地五七番三	宅地	三三四・二四	三、九八八、〇〇〇
四	能代市落合字亀谷地五七番四	宅地	三三〇・二四	三、九三八、〇〇〇
五	能代市落合字亀谷地五七番五	宅地	三三三・四〇	三、九六五、〇〇〇

二十二	横手市睦成字鶴巻四四番一・二	宅地	二二二・九八	一、四九九、〇〇〇
二十一	横手市安田字八王子九番一二二	宅地	三一三・七五	七、〇二八、〇〇〇
二十	横手市安田字八王子九番七三	宅地	三一三・七五	七、〇二八、〇〇〇
十九	本荘市出戸町字砂子下一一五番一	宅地	一七三・三一	六、九三〇、〇〇〇
十八	本荘市出戸町字北裏地一〇一番三	宅地	三三五・六四	九、七三〇、〇〇〇
十七	本荘市出戸町字給人町九二番三及び九二番六	宅地	三四二・四〇	一〇、二〇〇、〇〇〇
十六	本荘市出戸町字給人町九二番二及び九二番五	宅地	三四二・三九	一〇、二〇〇、〇〇〇
十五	本荘市出戸町字給人町九二番一及び九二番四	宅地	三四二・四〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
十四	秋田市高陽青柳町一九二番二	宅地	二二九・八一	一三、七四六、〇〇〇
十三	秋田市高陽幸町四九番一及び五〇番一	宅地	三三二・九九	二三、九九三、〇〇〇
十二	秋田市新屋勝平町二八三番一五	宅地	三五三・九二	七、〇六六、〇〇〇
十一	秋田市飯島緑丘町一六番八五九	宅地	三六六・九六	二、六四一、〇〇〇
十	秋田市八橋本町二丁目一三四番三	宅地	四四二・三六	二五、九六五、〇〇〇
九	秋田市寺内油田四七番四及び四七番五	宅地	二五九・八五	一三、五五七、〇〇〇
八	秋田市寺内油田四七番二及び四七番六	宅地	二五九・九二	一三、一九五、〇〇〇
七	二ツ井町荷上場字柳生六五番一	宅地	五一六・四一	六、三四七、〇〇〇
六	能代市落合字亀谷地五七番六	宅地	三二四・四三	三、九九〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
二十三	横手市睦成字鶴巻四四番一六三	宅地 三八四・一一 三、二二七、〇〇〇
二十四	横手市睦成字鶴巻四四番一六四	宅地 三八四・五四 二、九一三、〇〇〇
二十五	湯沢市愛宕町一丁目四七番五	宅地 六五九・八〇 一三、九三二、〇〇〇
二十六	湯沢市愛宕町五丁目三〇番一	宅地 六六八・七八 一七、五八九、〇〇〇
二十七	湯沢市字下山谷六七番三	宅地 六〇〇・〇四 三、〇二四、〇〇〇
二十八	湯沢市裏門二丁目二二九番三三	宅地 四四四・二六 二、七一九、〇〇〇
二十九	湯沢市湯の原二丁目一八番五	宅地 一六八・一四 四、〇一一、〇〇〇
三十	雄勝町横堀字六郎川原七番一及び七番五	宅地 七七九・〇四 建物 一七二・〇三 七、九七〇、〇〇〇
二	秋田県鹿角地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八六 二二一 〇四五六)	平成十六年五月十一日(火)から同月二十五日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
二	秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八六 六一 二二五)	平成十六年五月十一日(火)から同月二十四日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
	秋田県山本地域振興局総務	平成十六年五月十一日(火)から同月二十四日(月)まで(土曜日及び日曜

番 号	場 所	日 時
三 七	企画部総務経理課(電話〇一八五 五二 六二〇三)	日を除く。()の午前九時から午後五時 まで
八 十 四	秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三六)	平成十六年五月十一日(火)から同月二十八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
九 十 五 十	秋田県由利地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八四 二二 五四三)	平成十六年五月十一日(火)から同月二十七日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
二 十 二 四	秋田県平鹿地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八二 三三 〇五九四)	平成十六年五月十一日(火)から同月二十六日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
二 十 五 十 三	秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課(電話〇一八三 七三 八一九)	平成十六年五月十一日(火)から同月二十六日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時 まで
一	秋田県鹿角地域振興局大会議室	平成十六年五月二十六日(水)午前九時三十分
二	秋田県北秋田地域振興局会議室	平成十六年五月二十五日(火)午後一時三十分
	秋田県山本地域振興局分館	平成十六年五月二十五日(火)午前十一時

三 入札執行の場所及び日時

三 七	三階会議室	時
八 十 四	秋田県出納局管財課入札室	平成十六年五月三十一日(月)午後一時
九 十 五 十	秋田県由利地域振興局職員会館集会室	平成十六年五月二十八日(金)午後一時
二 十 二 四	秋田県平鹿地域振興局第二会議室	平成十六年五月二十七日(木)午前十一時
二 十 五 十 三	秋田県雄勝地域振興局第二会議室	平成十六年五月二十七日(木)午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者)その事実があつた後二年を経過していないものを除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三六)に照会のこと。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年五月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
- 防犯広報車 一台
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
- 平成十六年七月三十日（金）
- (四) 納入場所
- 県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年五月十一日（火）から同月二十日（木）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年五月二十七日（木）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効
- 規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
- 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
- 詳細は、入札説明書による。

人事委員会規則

人事委員会規則四 五（職員の任用）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則四 五（職員の任用）の一部を改正する規則

規則四 五（職員の任用）の一部を次のように改正する。

- 第五條第一項第一号から第三号までを次のように改める。
- 一 大学卒業程度試験
- 二 短大卒業程度試験
- 三 高校卒業程度試験
- 別表第一中「職員採用上級試験」を「大学卒業程度試験」に、「職員採用中級試験」を「短大卒業程度試験」に、「職員採用初級試験」を「高校卒業程度試験」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 三六（通勤手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則(平成十六年三月九日公布)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(支給単位期間に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日前月の中途から引き続き法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)第二条第一項の規定による派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をし、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)第二条第二項の規定による派遣をされ、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。)をし、又は法第二十九条の規定により停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の規則七三六(通勤手当)第十七条の四第二項の規定の適用については、同項中「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則による改正後の人事委員会規則七 三六(通勤手当)の一部を改正する規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一議事事務局の項中「次長」を「次長 参事」に改め、同表知事の事務局(本庁)の項中「参事 課長 国際教養大学設置準備事務局長」を「局長 参事 課長」に、「防災監 技術管理監」を「防災監 試験研究対策監 技術管理監 企業専門監」に、「総務班」を「総務第一班、総務第二班及び総務第三班」に改め、「行政組織」を削り、同表教育庁(本庁)の項中「室長」を「室長 政策監」に改め、

「幼児・養護教育課」を削り、「及び高校教育課」を、「高校教育課及び特別支援教育課」に改め、同表の備考中「総務班」の下に、「総務第一班」、「総務第二班」、「総務第三班」を加える。

別表第二知事の事務局(地方機関)東京事務所の項中「所長 次長」を「所長」に改め、同表知事の事務局(地方機関)保健所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表知事の事務局(地方機関)児童会館の項中「管理班」を「育成・管理班」に改め、同表知事の事務局(地方機関)脳血管研究センターの項中「事務局次長」を「事務局次長 事務部次長」に改め、同表知事の事務局(地方機関)環境センターの項中「総務班」を「管理・情報班」に改め、同表知事の事務局(地方機関)福岡事務所の項中「所長」を「所長 班長」に改め、同表知事の事務局(地方機関)企業支援センターの項中「所長 企業専門監」を「所長」に改め、同表知事の事務局(地方機関)高速道路対策事務所の項を削り、同表の備考中「総務班」の下に、「育成・管理班」を、「総務管理班」の下に、「管理・情報班」を加える。

別表第三教育庁の地方機関等埋蔵文化財センターの項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 中学校 (Middle School) and 校長 教頭 事務長 (Principal, Head Teacher, Office Chief)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一〇(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一〇(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一阿仁町本庁の項中「課長」の下に、「室長」を加え、同表藤里町本庁の項中「主席課長補佐」を「主席係長」に改め、同表若美町本庁の項中「教育長」の下に、「教育次長」を加え、同表雄和町本庁の項中「課長」の下に、「室長」を加え、同表仙南村本庁の項中「課長」の下に、「室長」を加え、同表仙南村の項に次のように加える。

出 先	子育て支援センタ	センター長
機 関	1	

別表第一山内村本庁の項中「村長部局」課長を「村長部局」課長に改め、出納室を「特別養護老人ホーム」に改め、

同表山内村出先機関の項中「特別養護老人ホーム」管理者を「特別養護老人ホーム」子育て支援センターに

改め、同表東成瀬村本庁の項中「村長部局」課長、室長を「村長部局」課長、出納室室長

室長に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会細則

人事委員会細則四 五 一（職員任用に関する実施細則）の一部を改正する細則をここに公布する。

平成十六年五月十一日

秋田県人事委員会事務局長 篠田 侃

人事委員会規則四 五 一（職員任用に関する実施細則）の一部を改正する細則

細則四 五 一（職員任用に関する実施細則）の一部を次のように改正する。

様式第三号中「秋田県職員採用 級試験」を「秋田県職員採用 程度試験」に、「級 職」を「程度 職」に改める。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年三月三十一日（号外第六号）公布秋田県規則第三十五号（秋田県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則）（原稿誤り）
 二十四 下 一 五 一次に掲げる
 当該各号に定める

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄